

夕張市庁舎建設基本計画(案)

令和6年 月

夕張市

はじめに

夕張市役所の現庁舎は、昭和53年に竣工してから46年が経過していますが、これまで大規模な改修は行われておらず、必要な修繕を重ねながら応急的な対応により維持管理に努めてきました。現在では、施設や設備の老朽化が著しい状況となっています。

さらに平成25年度に実施した耐震診断では、現庁舎が必要とする耐震性能を著しく下回っていることが判明し、震度6強以上の大規模な地震に対して倒壊や崩壊の危険性が高いと診断されました。

また、時代の変化とともに庁舎に求められる機能も変化していますが、現庁舎は利用者の利便性向上や高度情報化への対応が不十分であり、行政サービスの提供においても十分な機能を果たしているとは言い難い状況です。

財政再生団体である本市においては、老朽化や耐震性能不足といった課題を抱える庁舎の整備の必要性は認識していましたが、限られた財源の中で市民生活に直接資する施策を最優先してきました。

しかしながら、平成28年4月に発生した熊本地震では、九州各地で家屋の倒壊や土砂崩れが発生し、災害対策本部として機能する自治体庁舎も甚大な被害に見舞われました。このことを目の当たりにし、耐震性能に劣る庁舎に勤務する職員の生命の危険や、庁舎倒壊による災害対策本部の機能不全の危険性を改めて認識しました。

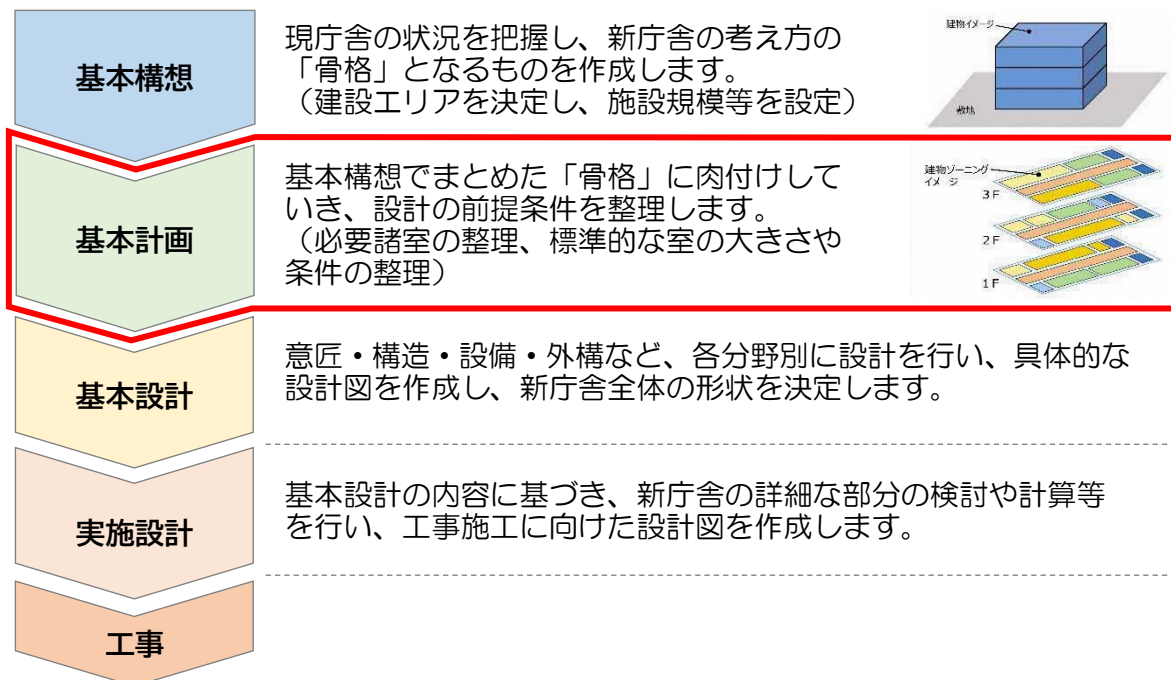
さらに、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、現庁舎に地震被害や設備の不具合が生じたことから、災害時における災害対策本部としての役割を果たすことへの不安が増えています。また、現庁舎は土砂災害警戒区域に立地しており、災害のリスクが一層増大しています。これらの理由から、市民の生命と財産を守るために庁舎整備をこれ以上先送りにすることはできません。

こうした状況を受けて、本市では令和4年に「夕張市庁舎整備検討委員会」を設置し、新庁舎整備に関する基本的な方針をまとめた「夕張市庁舎建設基本構想」を令和5年11月に策定しました。この基本構想では、市庁舎を現在の位置から移転し、新たに建て替える方針としています。

本基本計画は、基本構想を踏まえて、新庁舎の機能、規模、配置、事業手法など、施設設計の前提となる新庁舎建設の具体的な整備方針や条件を整理するものです。

<基本計画の位置づけ>

本基本計画では、基本構想で示した「骨格（方針）」に具体的な内容を加え、必要な諸室の配置、標準的な室の大きさ、条件、配置計画、平面計画および事業計画など、新庁舎の設計に向けた前提条件を整理します。



第1章 現庁舎の現状と移転・建替えの検討

1. 現状と課題

新庁舎整備の計画にあたり、現庁舎の現状と課題を整理します。

表 現庁舎の概要

建物名称	夕張市役所庁舎
所在地	夕張市本町4丁目2番地
設計	昭和51年
竣工	昭和53年
建物規模	地上6階地下1階
延床面積	7,204.23㎡
構造	地下1階～地上2階 SRC造 (鉄骨鉄筋コンクリート) 地上3階～地上6階 RC造 (鉄筋コンクリート)



(1) 老朽化の状況

現庁舎は、築46年が経過しており、施設や設備の老朽化が著しい状況です。

近年では、腐食による落下の危険性が指摘された6階ホール出窓の改修や外壁タイルの補修、雨漏りによる5階天井の修繕や漏水による配管修繕など、老朽化に伴う修繕を実施していますが、庁舎の維持・管理に係る経費の増加が大きな課題となっています。

また、非常用発電設備や防火設備などの防災関連設備についても同様に、老朽化・経年劣化が進んでおり、更新時期を迎えています。

表 修繕履歴

年度	修繕等内容
H23	外壁タイル補修ほか
H24	消火ポンプモーター修繕ほか
H25	外壁タイル補修ほか
H26	トイレ排水管用修繕ほか
H27	暖房機修繕ほか
H28	受電用高圧引込開閉器等改修工事ほか
H29	消火設備更新
H30	電源装盤配線用遮断器改修工事ほか
R1	6階ホール出窓改修工事ほか
R2	5階天井雨漏り修繕ほか



窓ガラス落下の恐れがあった出窓と、腐食した窓枠



漏水により変色した壁と、数十か所にしみ漏れが見つかった配管

(2) 耐震化の状況

現庁舎は、建築基準法が改正された昭和５６年以前の旧耐震基準で建てられており、現行の建築基準法に適合する耐震性能を有しているかの耐震診断調査を平成２５年度に行いました。

診断では、耐震性能を示す構造耐震指標（Is 値）が、現庁舎に必要な構耐震判定指標（Iso 値）０．６７５を大きく下回る０．２２とされ、耐震性能が著しく不足していることが判明しました。この結果は、震度６強以上の大規模地震に対する安全性の評価において、倒壊・崩壊の危険性が高いとされています。

表 平成25年度耐震診断結果

構造耐震指標（Is 値）		構造耐震判定指標 （Iso 値）
X方向（南北方向）	Y方向（東西方向）	
5階 0.22	3階 0.42	0.675

（※Is 値<Iso 値）

(3) 防災拠点機能の状況

市庁舎は、災害時に防災拠点（災害対策本部）としての機能を果たすことが求められます。しかし、現庁舎は耐震性能不足により、大規模地震発生時には倒壊・崩壊の危険性が高い状況にあります。また、土砂災害警戒区域に立地しているため、土砂災害発生時には低層階に位置するボイラー室や電気室に土砂が流入し、暖房や電源が喪失するリスクがあります。

このため、現庁舎が防災拠点としての機能を十分に果たせなくなる可能性があります。

(4) 利用者の利便性の状況

現庁舎は、高齢者や障がい者、車いすを使用する方など、すべての来庁者が利用しやすいバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入が課題となっていますが、庁舎の構造上の制約により対応が困難な状況です。

また、窓口カウンターが執務室に近いことや、相談室が少ないことから、利用者のプライバシーへの配慮が不十分なため、市民サービスの提供空間としての機能向上が求められています。

(5) 高度情報化対応の状況

現庁舎は、増加する PC 機器や関連機器類を接続するための配線や電源設備に対応できる構造になっておらず、配線が乱雑で露出している部分が随所に見られます。また、情報通信技術の進展に伴う行政情報のデジタル化やネットワーク化、情報セキュリティ対策の強化にも限界があります。

(6) 環境配慮への状況

現庁舎は、暖房設備や空調設備、電気設備が旧式であり、さらに建物の断熱性や気密性が低いことから、エネルギー効率が低く環境への負荷が大きくなっています。このため、省エネルギー化や省資源化など、環境負荷低減の対策が困難な状況となっています。

2. 移転・建替えの検討

(1) 耐震化手法

庁舎の耐震化を図る手段については、「耐震改修」と「建替え」の比較検討を行いました。

耐震改修は、耐震性能の向上が目的であることから、庁舎の機能や寿命が向上するわけではありません。そのため、庁舎機能の向上には大規模改修が必要であり、工事中の仮庁舎設置や執務室の移転などに追加経費が発生します。また、耐震改修では基本的な構造を変更できないことから、災害対策や利用者の利便性向上、高度情報化やバリアフリー化への対応に限界があります。

一方、建替えを実施した場合は、庁舎の耐震化が図られるとともに、防災拠点機能の強化、高度情報化やバリアフリー化などの現庁舎が抱える課題に対応できます。また、高効率の設備機器等の導入により環境への配慮や管理コストの削減が可能となり、長期間使用することができます。さらに、耐震性能の向上とともに、利用者の安全性や利便性の向上が期待できます。

比較検討の結果から、耐震化の手法は「建替え」としました。これにより庁舎に求められる機能を備え、多様化する行政需要にも対応できると考えます。

(2) 整備地区

新庁舎の整備地区については、「防災性」、「市民の利便性」、「まちづくりとの整合性」という視点から検討を行いました。

①防災性

市庁舎は、災害時に災害対策本部を設置し、災害活動等の拠点として機能することが求められます。そのため、新庁舎はその役割を果たすとともに、防災拠点として土砂災害等の災害リスクの少ない地区に位置することが望ましいと考えます。

②市民の利便性（アクセス性）

市庁舎は、地方自治法第4条第2項に基づき、その位置は市民の利用に最も便利であるよう交通の事情や他の官公署との関係を考慮しなければなりません。そのため、新庁舎は市の中央に位置し、交通拠点からのアクセスが良好で、他の公共施設や商業施設等に近い位置であることが望ましいと考えます。

③まちづくりとの整合性

市庁舎は、まちづくりの中核施設であり、都市機能の維持・増進に寄与するものとして、市の都市計画との整合性が求められます。そのため、新庁舎は、都市計画の指針として定めた夕張市まちづくりマスタープラン等との整合性を図る地区で整備することが望ましいと考えます。

これらの視点を総合的に考慮し、整備地区として「清水沢地区が最適である」と判断しました。

- ・ 防災性：現在の位置よりも災害リスクが低く、防災拠点機能を維持しやすい地区である。
- ・ 利便性：市の中央部に位置し、交通の便が良く、市民のアクセスが容易な地区である。
- ・ まちづくり：都市拠点形成の取組により、生活環境の整備が進められている地区である。

(3) 建設場所

清水沢地区での建設候補地については、以下の観点から評価・検討を行いました。

①清水沢地区内の各エリア（清水沢、清栄町、宮前町、清陵町、南清水沢）の特性を考慮

防災性の観点	・緊急輸送道路に近接 ・土砂災害警戒区域に指定されていない
利便性(アクセス性)の観点	・主要幹線道路に近接
まちづくりの観点	・居住誘導区域内、都市機能誘導区域内である ・多くの都市機能施設、公共施設に近接

②拠点複合施設「りすた」との連携や、新庁舎周辺で都市機能や居住の立地を波及・連鎖させる可能性

これらの検討の結果、新庁舎の建設場所は「南清水沢が最も適している」と判断しました。

具体的には、新庁舎周辺で都市機能および居住の立地を効果的に波及・連鎖させ、都市拠点の形成やにぎわい創出に寄与できる位置にある拠点複合施設「りすた」の北側の敷地を新庁舎建設の最適地として検討を進め、生活利便性の向上と都市拠点の強化を図ります。



建設候補地(敷地)の特性

- ・国道からのアプローチがしやすい
- ・敷地にゆとりがあるため、建築等の設計の自由度が高い
- ・市民利用が多い窓口等を1階ワンフロアで配置が可能
- ・除排雪の効率性が良く、堆雪スペースも確保しやすい
- ・周囲の自然環境を活かした整備が可能 など

(4) 庁舎整備の検討経過（庁内・議会・庁舎整備検討委員会）

令和5年度に策定した基本構想および本基本計画の検討にあたっては、学識経験者、地域代表、分野代表などで構成する「夕張市庁舎整備検討委員会」を設置しました。この委員会では、庁舎整備に関する基本的な方針に関して、幅広い見地から協議・検討を行いました。

年 月	検討等の流れ
令和4年 6月	第1回 夕張市庁舎整備検討委員会
9月	第2回 夕張市庁舎整備検討委員会
10月	第3回 夕張市庁舎整備検討委員会
令和5年 3月	第4回 夕張市庁舎整備検討委員会
8月	パブリックコメント 第5回 夕張市庁舎整備検討委員会
11月	基本構想の策定
令和6年 10月(予定)	第6回 夕張市庁舎整備検討委員会 パブリックコメント
11月(予定)	第7回 夕張市庁舎整備検討委員会 基本計画の策定



第2章 新庁舎建設の基本方針

1. 新庁舎の役割

夕張市存立・発展を支える拠点

本市は、財政再生計画の期間が終了した後も、持続的な存立と発展を目指し、将来を見据えた取組を進める必要があります。

今後、人口減少が進む中で限られた行財政能力を有効に活用し、市民の暮らしを守ることが重要であることから、新庁舎は、市民への行政サービスを提供し続ける中心施設としての役割を果たします。

(1) 防災拠点

市民の安全・安心を確保するために、以下の役割を果たします。

- ・災害発生時には、迅速かつ的確な対応を行うため災害対策本部を設置し、必要な通信設備や指揮・命令機能を備えます。
- ・災害時の救援活動の拠点としても機能するため、迅速な救助・支援活動に必要な物資や設備を整備するとともに、一時避難機能も備え、市民の安全を確保します。
- ・災害後の復旧・復興活動を迅速かつ効率的に進めるための拠点として、市民の生活再建を支援し、必要な資源や支援体制を整えることで、災害からの早期復旧を目指します。

(2) 行政サービスの提供

市民生活に直結するあらゆる行政サービスを提供する中心的な施設として、以下の役割を果たします。

- ・市民がスムーズに行政サービスを受けられるよう、案内表示の充実やバリアフリー設計、窓口の効率的な配置により、利用しやすく、わかりやすい施設を実現します。
- ・オンラインサービスの充実や行政手続きの電子化・デジタル化を推進し、市民がいつでもどこでも行政サービスを利用できる環境を整えます。また、職員の働き方改革を進め、業務の効率化と生産性の向上を図ります。
- ・高齢者や障がい者、子育て世代など、支援が必要な市民に配慮し、ニーズに応じた柔軟なサービスを提供します。
- ・個人情報の保護やサイバーセキュリティ対策、施設の防犯対策を徹底し、市民が安心して利用できる環境を提供します。

(3) まちづくりの拠点

まちづくりの拠点として、以下の役割を果たします。

- ・生活利便性が高く賑わいのある都市拠点の中核として機能し、未来にわたってまちづくりの中心となる役割を担います。
- ・建物の省エネルギー性能を向上させ、エネルギー効率の高い設備を導入するとともに、再生可能エネルギーの活用を通じて環境に優しい庁舎を目指します。
- ・夕張の恵まれた自然環境や景観を保全し、次世代へと継承します。

2. 整備基本方針

夕張市まちづくりマスタープランおよび関連計画を踏まえ、防災拠点としての機能強化を重視しながら、現庁舎が抱える課題を解決する必要があります。

市民の利便性や快適性を向上させ、効率的な行政運営を実現し、質の高い市民サービスを提供するため、新庁舎建設の基本方針を次のように設定します。

(1) 防災拠点機能を備えた災害に強い庁舎

- ・耐震性に優れ、安全性を確保し、災害発生時にも業務を継続できる性能を備えた庁舎とします。
- ・災害時には災害対策本部として機能し、迅速な救援活動や復旧・復興活動を支援できる庁舎とします。

(2) 人にやさしく利用しやすい庁舎

- ・すべての来庁者が利用しやすいように、バリアフリーとユニバーサルデザインを取り入れた庁舎とします。
- ・安心して利用できる相談環境を整え、プライバシーに配慮した庁舎とします。
- ・スムーズに適切なサービスが受けられるよう、便利で快適な庁舎を目指します。

(3) 経済的で環境にやさしい庁舎

- ・メンテナンスが容易で、将来にわたる維持管理コストを抑えたシンプルで経済的な庁舎を目指します。
- ・省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用を通じて、環境負荷の低減に配慮した庁舎を目指します。
- ・電力や冷暖房のエネルギー効率を高めるとともに、環境に配慮した建材を使用することで、環境保護と資源の有効活用に貢献する庁舎を目指します。

(4) 機能的で柔軟性のある庁舎

- ・社会情勢の変化や多様化する行政需要に容易に対応できる、機能的で柔軟性のある庁舎を目指します。
- ・高度な情報セキュリティ機能を備え、急速に進展する情報技術に対応できる庁舎とします。
- ・セキュリティ技術の導入により庁舎内外の安全性を高め、市民と職員が安心して利用できる庁舎を目指します。

(5) 持続可能なまちづくりの中核となる庁舎

- ・拠点複合施設「りすた」と連携し、市民活動や地域イベントなどに対応できるスペースや機能を設けることで、地域コミュニティの活性化に寄与する庁舎を目指します。
- ・夕張の未来を支え、市民と共に成長するシンボルとして、周辺の施設と一体となった都市拠点形成に寄与し、まちに活気を与える庁舎を目指します。
- ・夕張の恵まれた自然環境と調和し、人と自然が心地よくつながる景観を活かした庁舎を実現します。

第3章 新庁舎導入機能

1. 庁舎の基本機能

(1) 防災拠点

災害発生時に災害対策本部としての機能を十分に発揮できるよう、災害対策や復旧・復興活動の拠点として機能強化を図り、行政機能の継続性を確保するための防災機能を整備します。

①災害対策本部の機能

- ・災害対策本部は、市長室および防災部局の執務室等が隣接し、迅速かつ効率的に情報収集や指揮・調整が行えるよう、必要な情報通信設備等を整備します。
- ・電気室、機械室およびサーバー室は、一時的な集中豪雨による浸水为了避免のため地下階を使用せず、スペース効率も考慮して設置します。

②情報収集・伝達

- ・災害時の迅速な情報収集や発信、関係機関との連携ができる会議室を整備し、平常時には通常の会議でも使用できるようにします。
- ・停電時にも災害対策本部を含む行政機能を一定期間維持できるよう、外部からの供給なしで非常用電源が稼働できる環境を整えます。

③一時避難への対応

- ・周辺住民や庁舎利用者の一時避難場所や救援物資の受入れなど、災害時に屋内外のスペースを柔軟に転用できるように検討します。
- ・避難者が一時的に滞在できるよう、仮設ベッド、毛布、非常食および飲料水などの備蓄品を確保します。

④バックアップ設備

- ・災害発生時に災害対策本部の機能を維持するため、最低 72 時間以上の業務継続が可能な非常用発電設備を設置します。
- ・災害対策本部や災害時に活動する諸室の電源は、一般電源と系統を分け、優先的に電力を確保できるようにします。
- ・災害時に上下水道が遮断した場合を想定し、復旧までの雑用水を確保する雨水貯水槽、飲料水を確保するための受水槽、一時的に汚水を貯留する汚水槽の設置を検討します。
- ・ネットワーク回線については、非常時の断線に備えてバックアップ方法を検討します。
- ・電源や非常用発電設備の代替として、移動電源車や仮設電源の導入を想定した回路構成を検討します。
- ・災害時の非常用電源として、太陽光発電設備や蓄電池の導入についても検討します。

⑤災害対応設備等

- ・食料や飲料水等の備蓄、災害物資等を保管する防災備蓄庫を設置します。
- ・待合ホールなどのスペースには、停電時に携帯電話やスマートフォン等の充電ができるコンセ

ント設備を設置します。

- ・災害時には十分な衛生環境を確保できる屋外での臨時トイレを設置できる場所を確保します。
- ・サーバー室の災害対策として、防火区画の設置や床・ラック類の免震化について検討します。
- ・災害活動および支援室の空調は、建物全体の空調停止による影響を避けるため、個別空調方式の導入を検討します。
- ・災害時の限られた電力を有効活用するため、できる限り自然採光を取り入れられるように工夫します。
- ・災害時に利用できる無線通信設備や衛星通信機器などの代替通信設備の導入を検討します。
- ・防災用の資機材や備蓄品は常時適切に管理し、迅速に使用できる状態を維持します。

⑥フェーズフリー対応

- ・災害時には、待合ロビーや会議室などのスペースを迅速に機能転換し、円滑な災害対応が可能となるようにします。
- ・災害発生時に、庁舎の各エリアがどのように転用されるかを平常時から明示し、職員および市民に周知します。
- ・多様な災害シナリオを想定し、必要に応じて庁舎内外のエリアの機能を柔軟に変更できるようにします。

表 災害時の活用イメージ(例)

平時		災害時
会議室（24 人用）	➡	災害対策本部、物資集積所、
執務室	➡	災害対策室、関係機関・応援職員の受援施設
会議室（12 人用）	➡	物資集積所、応援職員執務室
大会議室・待合ロビー	➡	一時避難場所、ボランティア拠点
公園・駐車場	➡	一時避難場所、ボランティア拠点 給水・防災倉庫スペース、関係機関の受援施設の仮設施設など

(2) 窓口

様々な行政サービスを提供する市庁舎にとって、窓口サービスは重要です。手続きのわかりにくさや利用の際の不便さから生じる不安を解消するため、機能面に加え対応面でのサービス向上を図り、人と人とがつながる心地よい空間を検討します。

①わかりやすく・利用しやすい窓口サービス

- ・市民がよく利用する窓口は、1つのフロアにまとめて配置し、関連する手続きを近くに集め、利用者が迷うことなくスムーズに手続きを進められるよう配慮します。
- ・ライフイベントなどに関する手続きは、来庁者が移動することなくワンストップで対応できるような窓口の方式を検討します。
- ・繁忙期や特別な業務が予想される際には、臨時窓口の開設が柔軟かつスムーズに行うことができるよう、スペースの確保に努めます。
- ・窓口周辺には、手続き待ちの時間を快適に過ごせるよう、休憩スペースやキッズコーナーなどの設置を検討し、市民がリラックスできる環境を整えます。

②窓口カウンター

- ・カウンターは、利用者の個人情報やプライバシーを保護するため、対応窓口ごとに仕切り板を設置するブース型を検討します。
- ・窓口利用の特性や手続きの所要時間、車いす利用者や高齢者の利用に配慮して、ハイカウンターやローカウンターを適切に設置し、利用者の利便性を高めます。

③相談室

- ・相談室は、来庁者が安心して相談できようプライバシーの保護を最優先にし、防音や配置に配慮します。
- ・柔軟性と実用性を考慮し、相談業務だけでなく会議室や他の用途にも対応できるように、多目的に活用できるようにします。

(3) バリアフリー・ユニバーサルデザイン

来庁者が目的の場所にスムーズに移動できる仕組みづくりや、すべての人にとって利用しやすく、わかりやすい庁舎とします。

①案内表示

- ・案内表示の方法や内容、サインの設置位置など利用者目線で検討し、誰もがわかりやすく、視認性の高い表示を行います。
- ・言語に依存しない案内方法として、短い言葉やイラストなどの使用を検討し、視覚的に理解しやすいものとします。
- ・色のコントラストやフォント、文字サイズにも配慮した表示を心がけます。
- ・主要な案内や行政情報の発信・確認など、多様なニーズにも対応するため、デジタル案内システム（デジタルサイネージなど）の活用・導入を検討します。
- ・視覚や聴覚に障がいがある方に配慮して、タッチパネルや音声案内などの導入を検討します。

②歩行移動

- ・エレベーターや階段、スロープなどの設置は、車いすやベビーカー利用者に配慮し、バリアフリー対応を徹底します。また、スムーズな移動が可能となるよう適切な配置・サイズ等を検討し、利用者の移動の利便性を考慮します。
- ・緊急時の避難経路については、すべての利用者が安全に避難できる経路を確保します。
- ・駐車場やバス停などから庁舎へのアクセスに対し、来庁者の利便性を考慮してバリアフリー対応を検討します。

③導入設備

- ・ユニバーサルデザインに基づいたトイレの配置や設備の設置を検討し、すべての来庁者が利用しやすい環境を整えます。
- ・視覚、聴覚に障がいがある方に配慮し、音声案内等の設備の導入を検討します。
- ・駐車場から庁舎までの利用者のアクセス性に配慮したバリアフリー対応駐車スペース（おもいやり駐車スペース）を設置します。

(4) 行政事務

多様化する行政需要に柔軟に対応し、質の高い行政サービスを実現するため、職員同士のコミュニケーションを促進し、効率的かつ効果的な業務推進を可能にする作業環境を整えた快適で働きやすい空間を構築することにより、市民サービスの向上を図ります。

①執務空間

- ・執務室は、オープンフロアを基本とし、職員間コミュニケーションを促進する空間とします。
- ・組織変更や人員増減に柔軟に対応できるよう、ユニバーサルレイアウトやグループアドレス方式などの導入を検討し、長期的に効率的な空間利用を図ります。
- ・フリーアクセスフロアの採用を検討し、レイアウトの自由度を高め、組織の移動や配置換えなどが迅速かつ柔軟に変更できるようにします。
- ・職員の健康維持と業務効率を向上させるため、自然採光の導入や空調設備等の効率化を図り、快適な執務環境を確保します。
- ・騒音や防音に配慮した対策を講じ、業務に集中しやすい環境を確保します。

②執務サポート

- ・日常的な打合せや作業のスペース、部署間の連携を促進するスペースを適切に確保し、円滑な情報共有と協働の促進を図ります。
- ・個別業務を処理するための静かで集中できる環境について検討し、業務の効率を高めるための環境を整えます。
- ・職員の健康管理を考慮しつつ、業務の効率と快適性の両立により業務の質の向上を図るため、心身を整えながら集中力を維持して業務に専念できる環境を検討します
- ・コピー機やプリンターなどの機器類は、できる限り集約して配置し、省スペース化とペーパーレス化を推進します。

③会議室等

- ・会議形態や利用人数に応じて柔軟に使用できる可動間仕切りの設置を検討します。また、会議で必要となる電子機器やオンライン会議に対応できる情報通信設備の整備も検討します。
- ・様々な会議形態に対応できるよう、音響設備や防音対策などの会議環境を整える設備の導入を検討します。
- ・会議室の快適性を確保するために、空調や照明の調整機能の整備についても検討します。
- ・会議室のレイアウトが柔軟に変更できる可動式の家具や座席配置についても検討します。

④文書保存等

- ・増加する行政文書に対応するため、文書管理方法の見直しを行い、文書の電子化や電子決裁の導入を検討し、保管・保存文書のスリム化と書庫スペースの効率化・最適化を図ります。
- ・文書の電子化によるペーパーレス化を進めるため、什器類をできる限り減少させるとともに、電子化された文書のセキュリティを確保するため、情報管理の強化に努めます。

(5) 防犯・セキュリティ

安全で快適な利用環境および執務環境を確保するため、各領域において防犯・セキュリティ対策を強化し、リスクを最小限に抑えるとともに、利用者と職員の安全を守ります。

①防犯等対策

- ・職員と来庁者の動線計画に基づいて、各エリアの利用目的に応じた立ち入り可能なエリアを明確に区分し、効果的なセキュリティ対策を講じます。
- ・高い機密性が求められるエリアには、不正アクセスを防止するため、入室制限やアクセス管理のシステム化を検討します。
- ・庁舎内外での防犯カメラの設置により死角を最小限に抑えた監視体制の強化を検討します。



図 セキュリティレベルの設定イメージ

②情報セキュリティ対策

- ・サーバー室など情報の保護が特に必要なエリアには、物理的なセキュリティ対策（例えば、アクセス制限、監視カメラ、入退室管理システム）について検討し、個人情報や重要な行政情報の漏洩を防止します。
- ・サーバーやネットワーク機器には、高度なセキュリティ対策を施し、外部からの不正アクセスを防ぎます。
- ・データのバックアップ機能を強化し、定期的にバックアップを実施するとともに、データの消失や損傷が発生した場合の迅速な復旧体制を整えます。
- ・災害やシステム障害に備えたバックアップシステムの冗長性を確保し、データの安全性を高めるとともに、予期しない事態に対しても対応できるようにします。

(6) 議会

市政の重要事項を審議決定する議決機関として、独立性に配慮するとともに、議会活動を効率的に行える配置や、市民に開かれた議会運営につながる計画とします。

また、議会の会議以外の会議利用や、関連諸室の機能や配置等については、議会の意向も踏まえた上で検討を行います。

①議場

- ・議員定数に応じた適切な規模とします。
- ・床の形状はバリアフリー化し、多様なニーズや多目的な利用を想定したフラット形式を基本として、議席は柔軟に移動可能なものとします。
- ・議席は、議員間の視認性や発言のしやすさなどを考慮した配置を検討します。

②関連諸室

- ・正副議長室や議員控室、議会事務局などの関連諸室は、議員活動および議会運営を効率的に行える適切な規模・機能とします。
- ・議員控室は、改選による議員数および利用状況に応じて面積を調整できる柔軟な仕様とし、必要に応じて可動間仕切りなどで広さを調整することができるよう検討します。

③導入設備

- ・小さなお子様連れでも気兼ねなく傍聴・利用できるよう、防音に配慮した傍聴スペースの設置や音響対策を検討します。
- ・傍聴席には、補聴器や人工内耳使用者が快適に聞こえるように、聴覚補助設備の設置について検討します。

2. 新庁舎の新たな機能

(1) 環境負荷低減

環境への負荷をできるだけ低減するために、省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用、環境に優しい地域産の建築材料（CLT：繊維方向が直行するように積層接着した木質系材料等）などの活用を検討し、地球環境に配慮した庁舎を目指します。

①省エネルギーへの対応

- ・自然採光や自然通風の有効活用、建物全体の高断熱化およびエネルギー効率の高い設備やシステムの導入を検討し、エネルギー消費量の削減を図ります。
- ・高い断熱性を有する外壁や、快適な温度と湿度を維持する良好な温熱環境の確保を検討し、省エネルギーに配慮します。
- ・外壁や屋根の断熱性能を高めるとともに、断熱性、気密性、日射遮蔽性の高いガラスや窓の導入を検討します。
- ・空調、換気、照明、給湯等の設備は、高効率な機器の導入を検討します。
- ・エネルギー利用の最適化を図るため、エネルギー使用量や室内環境などが把握可能なエネルギー管理システム（BEMS: Building Energy Management System）の導入を検討します。

②再生可能エネルギーの導入

- ・太陽光発電、自然換気、雨水利用などの再生可能エネルギーの導入について、コストバランスと効果を踏まえて検討します。
- ・再生可能エネルギーの活用による省エネルギー性や環境負荷の低減、レジリエンスの向上に寄与する可能性を評価します。

③ZEB 化の検討

- ・ZEB（Net Zero Energy Building）化を目指す方向性について検討し、実現可能性や必要な技術、設備等について調査と評価を行い、長期的なエネルギー効率と環境負荷の低減を目指します。

④維持管理・長寿命化

- ・内外装材や設備機器等は、高耐久でかつ互換性・汎用性のある資材等の採用を検討し、経済的で容易に更新できるよう留意します。
- ・配管、配線、ダクトスペースは、メンテナンスや設備更新が容易に行えるよう、各設備の配置や設計を工夫し、トータルコストを抑制します。
- ・新庁舎建設から運用、廃棄に至るまでの建物のライフサイクルを通じて環境への負荷を低減するため、環境に配慮した建材や再生可能資源を使用し、廃棄物の削減とリサイクルの推進を図ります。
- ・建物の長寿命化を図るために、定期的な点検やメンテナンス計画を策定し、予防保全を徹底します。

(2) DX（デジタルトランスフォーメーション）対応

デジタルトランスフォーメーション（DX）は行政運営や市民サービスの向上に関するソフト面での取り組みが中心です。DXの要素を取り入れることで、効率的かつ市民にとって利便性の高い環境を提供し、持続可能な行政運営の実現を目指すため、新庁舎の整備にあたっては、既存の取組を踏まえて検討を進めます。

①オンラインサービスの充実

- ・現在、子育てや介護関連等の行政手続きのオンライン化が進められています。
- ・新庁舎では、これらのオンラインサービスをさらに利用しやすくし、既存のサービスの改善と新たなサービスの導入を検討します。

②マイナンバーカードの活用

- ・現在、マイナンバーカードの取得は進んでいますが、カードの独自利活用は未着手です。
- ・新庁舎では、マイナンバーカードを用いたサービスの実装やカード利用の促進に向けた仕組みの検討を行います。

③デジタル窓口の導入

- ・市民が効率的に手続きを行えるよう、タッチパネル式の端末や自動化された手続き機器など、最新技術を活用したデジタル窓口の導入を検討し、窓口業務のデジタル化を推進します。

④テレワークの推進

- ・現在、テレワーク実施の制度設計を終えたところです。
- ・新庁舎では、テレワークの実施を促進するための適切な設備と環境を構築し、職員が効率的にリモートワークを行えるよう検討します。

⑤AIやRPAの導入

- ・AIやRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の利用は未着手ですが、新庁舎での活用を見据え、導入に向けた検討を進めます。

3. まちづくりの中核機能

(1) 市民の利便性の向上

新庁舎の建設にあたっては、行政機能の充実に加え、市民の利便性向上や建設候補地周辺の施設等との連携も考慮し、以下について検討します。

①機能の複合化

- ・現庁舎には、市の業務を指定管理等している民間事業者（以下「外部事業者」という。）が庁舎内で業務を行っています。市民サービスの維持・向上のため、新庁舎においても外部事業者が引き続き業務を行うことができるよう検討します。

②土地利用の最適化

- ・新庁舎の建設に際しては、土地の有効活用を図り、周辺施設との連携を強化します。
- ・都市づくりに寄与する土地の最適な利用方法を検討し、市民の利便性向上に資する都市機能の集積を目指します。

(2) まちのにぎわい・交流の創出

夕張市が持続的に発展し続けるために、新庁舎をまちづくりの中核とし、拠点複合施設「りすた」との連携を図りながら、地域の賑わいを創出するための機能の導入を検討します。

①情報発信

- ・待合ロビーなどに行政情報、気象・災害情報、イベントや特産品関連情報、夕張市の歴史文化など、市の魅力を幅広く PR する情報発信スペースの設置を検討します。
- ・市内で活動する団体や市民活動の紹介、寄贈品などが展示できるスペースの確保を検討し、市民利用を促進します。

②交流人口・関係人口拡大の機能導入

- ・待合ロビーなどのスペースは、市民や来庁者、事業者等のワークスペース、期日前投票所や各種臨時窓口の設置など、多様な用途に対応できるよう有効活用を図ります。
- ・市民や来庁者が手続き待ちの間に気軽に利用できる休憩・滞在の場の提供に向けた機能や空間の検討を行います。

③公園・広場と連携

- ・屋外には、拠点複合施設「りすた」と連動し、イベントの開催や憩いの場として利用できる自然環境を活かした公園緑地の設置を検討します。また、災害時には防災広場・受援対応の場として活用できるように検討します。

(3) 自然環境との調和

緑豊かな歩行空間や公園緑地の整備による建物周辺の緑化を推進し、維持管理の負担軽減にも配慮しながら地域環境との調和を図ります。

第4章 施設計画

1. 新庁舎の想定規模等

新庁舎の規模は、以下のとおり想定します。

(1) 現在の庁舎等

新庁舎の計画にあたり、現在の市役所本庁舎および拠点複合施設「りすた」に勤務する職員の状況と面積について整理します。

①職員数

- 職員数は、次のとおりです。

表 職員数(令和6年4月1日時点)

区分	市庁舎	りすた	合計
特別職	2	1	3
常勤職員	99	16	115
再任用職員	5	2	7
派遣職員	11	0	11
会計年度職員	16	11	27
合計	133	30	163

②庁舎等面積

- 市庁舎の面積および拠点複合施設「りすた」の執務室面積は、次のとおりです。

表 庁舎等面積

建物名称	所在地	延床面積	
夕張市役所本庁舎	夕張市本町4丁目	7,204㎡	
拠点複合施設りすた	夕張市南清水沢4丁目	160㎡	執務室の面積
計		7,364㎡	

(2) 新庁舎の規模

①市庁舎の執務室等の規模

- ・市庁舎の執務室等の規模は、道内の人口や職員数等が類似する自治体での職員一人当たりの庁舎面積（公用施設として通常の役場機能に必要なスペースに限る）として算出した 29.5 m²/人を上限に、行政サービス等の提供に必要な面積を算出します。

【市庁舎の上限面積の算出方法】

$$\text{職員数：160 人} \times \text{職員一人当たり面積：29.5 m}^2/\text{人} = 4,720 \text{ m}^2$$

（職員数は、市長・副市長・教育長 3 名の特別職を除いた人数）

②外部事業者の事務室の規模

- ・外部事業者の事務室等の規模は、現庁舎において使用している面積（共用部を含む）を基に算出します。

これらの面積を基に、新庁舎に導入する機能や施設の平面計画に関する諸条件を詳細検討したうえで、必要最小限の規模を設定します。

(3) 駐車場の規模

駐車場の駐車台数は、現庁舎の駐車場利用状況や契約駐車台数および公用車の保有台数から、ピーク時で 150 台程度と見込まれます。

この 150 台分の駐車場を整備する場合の規模は、概ね 5,300 m²程度（通路等その他のスペースを含め、1 台あたり 35 m²で算出）と想定します。

2. 動線・配置計画

(1) 配置計画

来庁者の駐車および駐車場からのアクセス性や安全性を考慮するとともに、堆雪スペースの確保および効率的な除排雪が可能となるような配置を計画します。

また、新庁舎と拠点複合施設「りすた」との間のスペースは、市民の憩いと場となる公園緑地（災害時には防災広場）などの整備を検討します。

(2) 動線計画

①車両動線

- ・国道 452 号と市道南清水沢中央 2 号線の交差点に負荷がかからないように計画し、来庁者、公用車および職員車両の動線が明確になるよう配慮します。

②歩行者・自転車の動線

- ・歩行者は、主に国道 452 号と市道清水沢中央 2 号線からのアクセスを計画し、車両動線との交差を避けた歩行者動線を確保します。そのほか、新庁舎と拠点複合施設「りすた」をつなぐ歩行者動線を計画します。
- ・駐輪場は、国道 452 号および市道清水沢中央 2 号線からのアクセスに配慮し、利用しやすい位置に計画します。

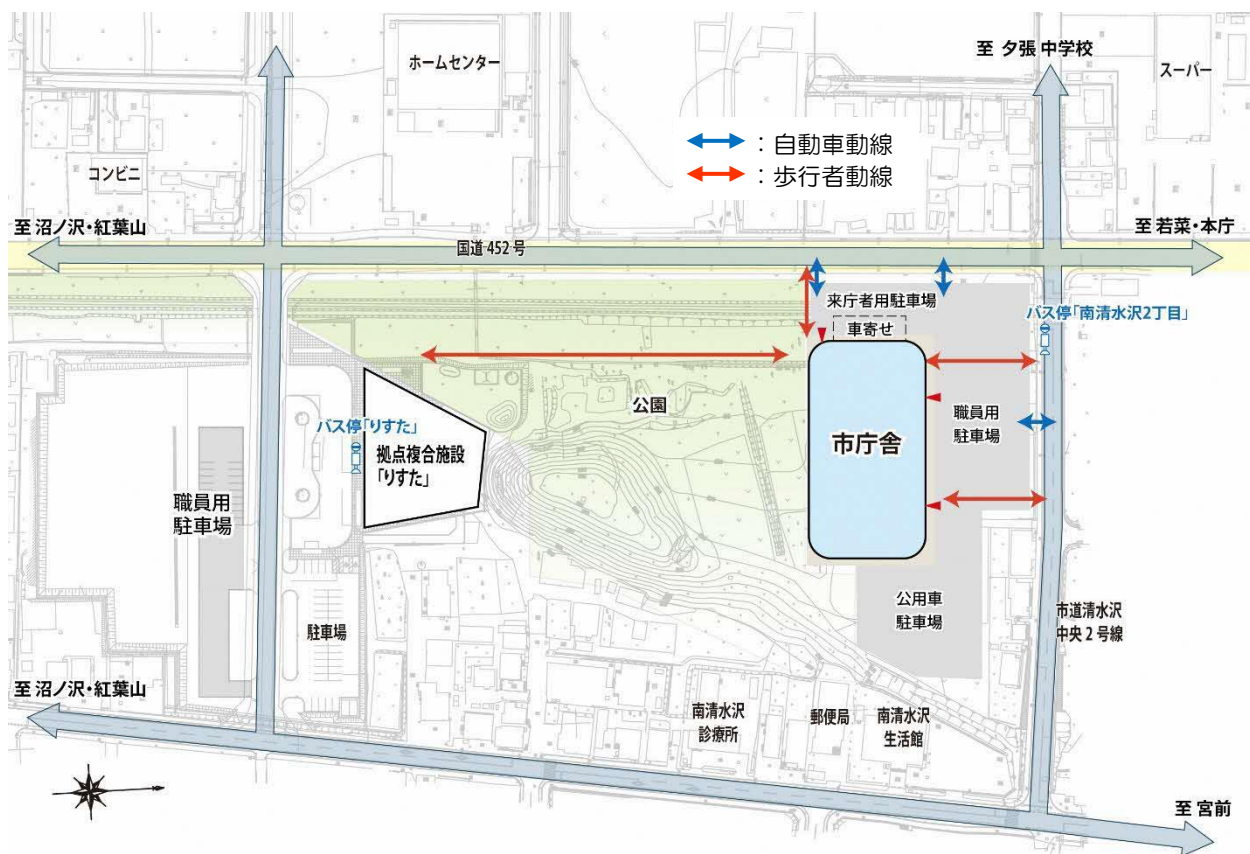


図 (参考)配置・動線イメージ

3. 平面計画

平面計画は、以下の観点を重視し、今後の検討において決定します。

①わかりやすいフロア構成・配置

- ・手続きの種類や相談内容、処理件数や時間を考慮し、来庁者の利便性を高めるために、庁舎内の配置を計画します。
- ・1階には、手続きや相談の多い部署を配置し、相談ブースや相談室は利用しやすい動線を確保して配置します。

②災害対応を考慮した配置

- ・災害発生時に迅速に災害対策本部を設置できるよう、市長室（災害対策本部長室）や関係部署等の配置を検討します。
- ・一次避難場所は、要配慮者や要支援者への対応を考慮して基本的に1階に配置します。
- ・災害対応に資する物資やボランティアの受入れ・活動を行うための諸室も適切に配置します。

③職員が働きやすい執務室等の配置

- ・執務室は、一体的かつオープンな空間を実現し、通路や廊下等で分断しない動線・配置を計画します。
- ・職員間のコミュニケーションを促進し、効率的で効果的な行政サービスを提供するための作業スペース等を計画します。
- ・会議室については、対面用やWEB会議などの実態に応じて広さや数を適切に検討し、効果的に配置します。

④セキュリティに配慮した配置

- ・各利用区分に応じて明確なセキュリティ対策を施し、建物内外で安全確保と情報保護を徹底する配置を計画します。

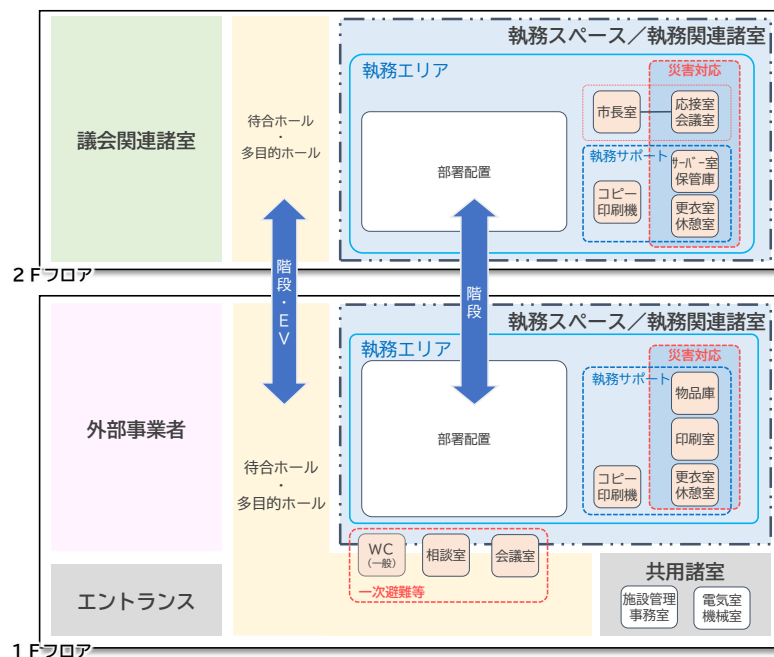


図 建物ゾーニング

4. 構造計画

(1) 耐震安全性の目標

市庁舎は市民の安全・安心を守る防災拠点として災害対策本部の機能を果たす重要な施設です。

そのため、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日国土交通省大臣官房官庁営繕部）に基づいて、下表のとおり耐震安全性の目標を設定し、十分な機能を確保する計画とします。

表 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。（重要度係数1.5）
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保および二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。

(2) 構造方式

構造方式については、構造体を最上位の I 類に設定することで耐震安全性が十分に確保されるため、コストバランスや工期などのメリットを考慮して耐震構造とします。

表 耐震・制震・免震構造の比較

	耐震構造	制震構造	免震構造
特徴	建物の硬さと強さで地震に抵抗する	建物内に配置した制振部材（ダンパー）で地震エネルギーを吸収する 強風時の揺れを低減することも可能	積層ゴム（アイソレータ）で建物を浮かせ免震層を形成し、制振部材（ダンパー）で地震エネルギーを吸収する 強風時の揺れを低減することも可能
メリット	他の耐震形式に比べてコストが最も安い	免震構造に比べて被災後の補修コストが安い	大地震動においては、減衰の効果が大きい
デメリット	I 類でも大地震動後、構造躯体に大きな損傷はないが、天井や窓に損傷の可能性がある	変形が大きい場合に効果が大きい ため、超高層建物であれば効果が高いが、低・中層では効果は低い	震度4までの地震の場合、免震層が動きにくい

第5章 事業計画

1. 事業費および財源

(1) 事業費

新庁舎の整備に係る事業費については、機能性と効率性を重視しながら費用対効果を最大化するため、導入する機能等を詳細に検討したうえで算出します。

具体的な事業費は、これらの詳細検討を経て、将来の財政運営に影響を及ぼすことがないよう新庁舎の規模や財源の検討と合わせて慎重に決定します。

【新庁舎建設等に係る概算額の試算】

項目	概算額	備考
新庁舎建設工事等	約 3,684,000 千円	外構・付帯工事を含む
調査・設計・監理委託等	約 320,000 千円	

- ※ 試算した概算額は、現時点での施設整備や運営計画等の検討を考慮して、必要な事業費を見極めるため市庁舎の執務室等の規模 4,000 m²程度を参考値と設定し、算出しています。
- ※ 用地に関する経費や移転費などのその他経費、事務的経費は含まれていません。
- ※ 令和5～6年度現在の物価水準等を基に試算しているため、今後、物価変動や社会情勢等に応じて変動する場合があります。

(2) 財源の確保

有利な地方債制度や国や北海道の各種補助金・交付金制度（都市構造再編集中支援事業（国土交通省）、レジリエンス強化型 ZEB 実証事業（環境省）など）について活用の可能性の調査・情報収集を行い、これらの制度を積極的に活用します。

2. 事業手法

(1) 事業手法の選定

事業手法は、以下の手法を検討の対象とします。

表 事業手法の概要

方式	従来手法 (設計・施工分離発注方式)	PPP／PFI(官民連携)手法		
		DB方式 (設計・施工一括発注方式)	PFI方式	リース方式
概 要	従来から行われてきた発注方式で、市が設計、施工および維持管理まで全ての工程を管理。市が資金調達し、設計、施工、維持管理を業務ごとに個別に発注。	市が設計、施工および維持管理まで全ての工程を管理。市が資金調達し、民間事業者が設計、施工を一括発注。(Design Build)	PFI 法に基づき、民間事業者が資金調達、設計、施工、維持管理、運営を一括で発注。(Private Finance Initiative)	民間事業者の資金で設計、施工し、民間事業者が建物を所有。市が民間事業者とリース契約を締結し、事業期間中、リース料を支払う。
メリット	各業務を個別に発注するため、段階に応じて柔軟な業務発注等が可能。	設計者と施工者が同じであることから、設計段階から施工を見据えた効率的、効果的な設計、施工が見込める。設計段階から施工準備が可能で、全体工期を圧縮することが可能。	民間のノウハウ、技術力、経営力が発揮されることにより、コスト削減が期待できる。市の初期投資の資金負担が少なく、財政負担が平準化される。	民間のノウハウ、技術力、経営力が発揮されることにより、コスト削減が期待できる。市の建設事業費を必要とせず、財政負担が平準化される。
デメリット	設計、施工の事業者をそれぞれ別々に選定するため、他の手法に比べ事業期間が長くなる。各業務を個別に発注するため、コスト削減効果が少ない。	事業公募前に要求水準書を取りまとめる必要がある。地元企業の参入が図られにくい面がある。	庁舎では民間経営が可能な空間や業務が少なく、経営利益の還元は限定的である。地元企業の参入が図られにくい面がある。	設計や採算上の制約から、市の意向反映が制限されることが懸念される。地元企業の参入が図られにくい面がある。

(2) 定性評価

各方式について、「発注者負担」、「民間ノウハウ活用」、「リスク分担」、「事業の継続性」、「供用開始までの期間」、「財政支出削減」、「財政平準化」、「地域経済への貢献」といった観点から定性的な評価を行いました。

本市においては、各事業方式のメリット・デメリットや定性評価の結果から、DB 方式または PFI 方式（BTO）が有効な手法であると考えられます。これらの方式について、実現性の確認と定量評価（VFM 算定）を行うこととします。

表 事業方式に関する定性評価のまとめ

方式		従来手法 (設計・施工分離発注方式)	PPP/PFI(官民連携)手法		
			DB方式 (設計・施工一括発注方式)	PFI方式	リース方式
発注者の負担		既存のノウハウで対応可能	既存のノウハウで対応できない事項があり負担がある	既存のノウハウで対応できない事項があり負担が大きい	既存のノウハウで対応できない事項があり負担が大きい
民間ノウハウの活用		個別発注のため設計、施工および維持運営企業のノウハウを活かすことが困難	設計、施工にノウハウは活かせるが、運営企業のノウハウを設計および施工に活かすことが困難	設計、施工および管理運営の各企業のノウハウを活かすことが可能	設計、施工にノウハウは活かせるが、運営企業のノウハウを設計および施工に活かすことが困難
事業の安定性	リスク分担	市が多くのリスクを負担	従来手法ほどではないが、市が一定のリスクを負担	市と企業で適切なリスク分担が可能	リースのため施設維持および運営リスク負担が高いおそれ
	事業継続性の確保	維持管理が事後修繕	維持管理が事後修繕	契約に基づく予防保全により維持管理を実施	維持管理が事後修繕
	供用開始までの期間	一定の工期を要する	工期短縮が期待できる	工期短縮が期待できる	工期短縮が期待できる
財政負担	財政支出削減	コスト削減効果が低い	設計、施工面でコスト削減が期待される	設計、施工および管理運営面でコスト削減が期待される	設計、施工面でコスト削減が期待されるが、補助金等が活用できない
	財政支出平準化	起債により一部平準化が可能	起債により一部平準化が可能	民間資金の活用で平準化が可能	財政負担が平準化される
地域経済への貢献		分割発注が可能なため地元企業の事業参画が比較的容易	包括発注のため、地元企業の事業参画は公募要件により設定	包括発注のため、地元企業の事業参画は公募要件により設定	包括発注のため、地元企業の事業参画は公募要件により設定
定性評価まとめ		×	○	○	△

(3) 事業評価

① 定量評価

公共施設等の整備等に関する事業を実施する際は、従来方式と比較して、効率的かつ効果的に事業が行えるかどうかを判断することが重要です。この判断基準として「VFM (Value For Money)」の有無を評価します。

VFM とは、「価値の対価」を意味し、ある事業が投入した資源に対してどれだけの効果が得られるかを示す指標です。

この評価を行うために、一般的には、「PSC (Public Sector Comparator : 従来手法の事業費)」と「LCC (Life Cycle Cost : 施設の設計、建設、運用、維持管理、解体・廃棄に係る総コスト)」を比較します。

具体的には、LCC が PSC を下回る場合、その事業が従来方式よりもコストパフォーマンスが高いと判断され、VFM があるとされます。一方で、LCC が PSC を上回る場合は、VFM がないということになります。

本基本計画段階で想定される以下の条件に基づいて、VFM を算定しました。

表 VFM の算定条件

項目	従来方式	DB 方式	PFI 方式
施設整備費	建設工事費、付帯工事費 設計・監理費	従来方式に対し他都市の DB・PFI 庁舎事業の特定事業選定 時におけるコスト削減率を乗じた額	
その他事務費等	事例を基に算出		
維持管理経費	事例などを基に算出	従来方式に対し他都市の DB・PFI 庁舎事業の特定事業選定 時におけるコスト削減率を乗じた額	
付帯事業	なし		
公債費	充当率 75%、利息は地方公共団体金融機構貸付金利に基づ き設定		地方債発行対象経費に相当す る経費(建設事業費)を設定
支払利息・SPC 経費等			市場相場

VFM を算定し、公共が負担するコストを算出した結果、PSC（従来手法の事業費）に比べ、DB 方式および PFI 方式ともに LCC（施設の設計、建設、運用、維持管理、解体・廃棄に係る総コスト）が下回り、コストパフォーマンスが高い（VFM がある）ことが確認されました。

②総合評価

実現性の観点からみると、従来方式は確実な設計・建設・運営が可能と考えられます。一方、PPP/PFI 手法のうち、DB 方式および PFI 方式（BTO）については、ヒアリング調査の結果、民間事業者の参画可能性が高く、施設整備において専門的なノウハウを活用できることが確認され、さらに、定量評価でも、経済性（VFM）が高いことが確認されました。

評価を進める中で、DB 方式に維持管理・運営（O：オペレーション）を加えた DBO 方式の実現性も確認されたため、選択肢として考慮します。

したがって、本事業においては、実現性および経済性の観点で優れており、本市の財政運営に負担をかけることなく事業の実施が可能と考えられる PPP/PFI 手法（DB 方式、DBO 方式、PFI 方式（BTO））を基本に検討を進め、詳細な事業費を算出したうえで、それぞれの方式を評価し、最適な事業手法を決定することとします。

3. 事業スケジュール

事業スケジュールは、選定する事業手法を踏まえて決定します。

本計画段階においては、以下のようなスケジュールを想定し、今後の検討を進めます。

表 事業スケジュール(想定)

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
基本 構想		基本 計画	事業計画検討期間 (事業費・手法)		設計期間 (基本・実施設計)		工事期間 (造成・建設・外構等工事)		移動 供用
再生振替特例債償還（～令和 8 年度まで）									
財政再生団体（～令和 11 年度まで）									